日本農村医学会支部・地方会内規

制定 平成12年10月18日

- 第1条 定款第3条第2項に規程する,日本農村医学 会支部及び地方会に関しこれを定める。
- 第2条 支部は,北海道東北,関東甲信越,北陸東海,西日本の4支部とする。
- 第3条 支部は,日本農村医学会北海道東北支部,同 関東甲信越支部,同北陸東海支部,同西日本支 部と称する。
- 第4条 支部の活動は、日本農村医学会理事会との連携の下に、日本農村医学会の目的及び事業・運営に寄与するものでなければならない。
- 第5条 支部の構成員は当該地区の正会員および名誉 会員とし、支部長をおくことができる。
 - 2 支部長は、日本農村医学会理事会において選 出する。
- 第6条 地方会は,各都道府県単位又は地域単位に設立し,当該地域の農村医学の向上発展につくすことを目的とする。

- 第7条 地方会は、それぞれ独自に規程を定め組織することができる。
 - 第8条 地方会は、名称に「日本農村医学会」を付す ことができる。
 - 第9条 地方会は、日本農村医学会に登録し、承認を 得ることを要する。
 - 第10条 地方会は、その活動を日本農村医学会によって何ら制約されないが、日本農村医学会と連携を保つことが望ましい。
 - 第11条 地方会は、その活動記録を日本農村医学会雑誌に寄稿することが出来る。
 - 第12条 地方会の設立及び解散は、速やかに日本農村 医学会に届け出なければならない。

附 則

- 1. この内規は、変更定款が行政庁の変更認可をうけた日(平成13年10月9日)から施行する。
- 2. この内規は、理事会の議を経て改廃する。